

別表1（粗雑履行及び事故等）

資 格 制 限 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注の入札手続及び入札参加登録において、次の各号に該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注物品調達等に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認書類その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(2) 県の入札参加登録に当たり、虚偽の記載により登録業者となったとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>24か月</p>
<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 県発注物品調達等の履行に当たり、過失により物品調達等を粗雑にしたと認められる場合において、次の各号に該当し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）となったとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(1) 再履行が不可能なとき。</p> <p>(2) 検査で不合格とされ再履行を要したとき、又は引渡し後に契約不適合が判明し、契約執行者から契約不適合責任に基づく再履行の請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(3) 履行中に、契約不適合が判明したとき。</p>	<p>5 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(故意による粗雑履行)</p> <p>3 県内において、県以外の公共機関が発注した物品調達等の履行に当たり、過失により物品調達等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p> <p>4 県発注物品調達等の履行に当たり、故意に物品調達等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>24か月</p>

資 格 制 限 要 件	期 間
<p>(契約違反等)</p> <p>5 県発注物品調達等の履行に当たり、次の各号に該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 受注者の事由により契約解除になったとき。</p> <p>(2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。</p> <p>(3) 履行遅延となったとき。</p> <p>(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）第8条第4項に該当したとき。</p> <p>(5) その他、契約違反行為が判明したとき。</p>	<p>7 か月以上12か月以内</p> <p>4 か月以上12か月以内</p> <p>1 か月以上3か月以内</p> <p>4 か月以上6か月以内</p> <p>1 か月以上6か月以内</p>
<p>(契約不締結)</p> <p>6 県発注物品調達等において、落札決定したにもかかわらず、物品調達等の契約を締結しなかったとき。</p>	<p>3 か月以上9か月以内</p>
<p>(再度の警告)</p> <p>7 県発注物品調達等において、書面による警告を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告すべき事由が発生したとき。</p>	<p>1 か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>8 県発注物品調達等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは受注関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p>	<p>2 か月以上9か月以内</p> <p>1 か月以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約受注関係者事故)</p> <p>9 県発注物品調達等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは受注関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p>	<p>1 か月以上5か月以内</p> <p>1 か月以上3か月以内</p>

別表2（贈賄及び不正行為等）

資 格 制 限 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次の各号に掲げる者が、宮城県職員（知事，その他の特別職の職員を含む。）及び宮城県議会議員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>2 次の各号に掲げる者が，県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次の各号に掲げる者が，県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>22か月以上24か月以内</p> <p>19か月以上21か月以内</p> <p>12か月以上18か月以内</p> <p>18か月以上20か月以内</p> <p>15か月以上17か月以内</p> <p>8か月以上14か月以内</p> <p>14か月以上16か月以内</p> <p>11か月以上13か月以内</p> <p>4か月以上10か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>4 次の各号において，独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し，物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（第9項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 県発注業務</p> <p>(2) 県内の業務</p> <p>(3) 県外の業務</p>	<p>16か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上20か月以内</p> <p>8か月以上16か月以内</p>

資格制限要件	期間
<p>5 次の各号において、独占禁止法第19条に違反し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注業務</p> <p>(2) 県内の業務</p> <p>(3) 県外の業務</p>	<p>6か月以上8か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p> <p>2か月以上4か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害等)</p> <p>6 次の各号に掲げる者が、県発注業務において、公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に該当する場合）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>24か月</p> <p>20か月</p> <p>16か月</p>
<p>7 次の各号に掲げる者が、県内の業務において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>20か月</p> <p>16か月</p> <p>12か月</p>
<p>8 次の各号に掲げる者が、県外の業務において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>16か月</p> <p>12か月</p> <p>8か月</p>

資 格 制 限 要 件	期 間
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>9 県発注物品調達等において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるもので、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>(2) 登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月以上36か月以内</p> <p>24か月以上36か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>10 次の各号において、登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 県発注業務</p> <p>(2) 県内の業務</p> <p>(3) 県外の業務</p>	<p>12か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>11 次の各号のいずれかに該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(2) 登録業者（使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。以下同じ。）、代表役員等若しくは一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団及び暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用したと認められるとき。</p>	<p>24か月</p> <p>24か月</p>

資格制限要件	期間
<p>(3) 登録業者である個人，又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等，一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。</p>	24か月
<p>(4) 登録業者である個人，又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等，一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	24か月
<p>(5) 登録業者である個人，又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等，一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これと取引し，又は不当に利用していると認められるとき。</p>	24か月
<p>(6) 代表役員等，一般役員等若しくは使用人が，業務に関して暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p>	6か月以上12か月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表1及び前各項に掲げる場合のほか，登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等，一般役員等若しくは使用人が，業務に関して不正又は不誠実な行為をし，物品調達等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	1か月以上12か月以内
<p>13 別表1及び前各項に掲げる場合のほか，代表役員等又は一般役員等が，禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され，又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され，物品調達等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	1か月以上6か月以内